

## ■第2章の構成と各章との関連性について

第2章の構成と第1章の関連性を以下に示します。

### 第1章 市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

#### 2 都市づくり戦略

## 第2章 全体構想

### 1 将来都市構造

#### (1) ゾーン

- 里地里山ゾーン
- みどり・田園ゾーン
- 市街地ゾーン

#### (2) 軸

- みどりの軸
- ひと中心の賑わい軸
- 山とまちをつなぐ軸

#### (3) 拠点

- 山とまちをつなぐハブ拠点
- 都市拠点
- 地域拠点
- 生活拠点

### 2 分野別の都市づくりの方針

#### (1) 土地利用

- 方針 1-1 都市計画制度等の運用による土地利用規制・誘導
- 方針 1-2 土地利用ゾーニングに応じた適切な土地利用への誘導
- 方針 1-3 社会経済情勢に応じた土地利用への対応

#### (2) 都市施設・市街地整備

- 方針 2-1 都市施設の維持・充実
- 方針 2-2 市街地・拠点整備の推進

#### (3) 交通体系

- 方針 3-1 公共交通を中心とした、人と環境にやさしい交通環境の構築
- 方針 3-2 多様な都市活動を支援し、地域交流の促進に資する交通環境の構築
- 方針 3-3 社会変化に対応した持続可能な交通環境の構築

#### (4) 都市防災

- 方針 4-1 災害に強い都市づくりの推進
- 方針 4-2 災害復旧・復興のための事前対策

#### (5) 居住環境

- 方針 5-1 多様なライフスタイルに応じた良好な居住環境の形成
- 方針 5-2 住みやすい居住環境の維持・充実

#### (6) みどり・都市環境

- 方針 6-1 みどりを活かした都市づくりの推進
- 方針 6-2 環境にやさしい都市づくりの推進

#### (7) 景観形成

- 方針 7-1 適切な規制・誘導による景観形成の推進
- 方針 7-2 歩きやすく、歩きたくなる魅力ある景観形成の推進

# 第2章

## 全 体 構 想

# 1 将来都市構造

将来都市構造は、本市を構成する自然環境や土地利用を基軸として、主要な都市機能の配置など将来あるべき都市の骨格的な構造を示すものです。

## (1) ゾーン

里地里山ゾーン	・北部地域の市街化調整区域を「里地里山ゾーン」と位置づけ、里地里山の自然環境や集落環境を維持・保全するとともに、地域資源を活用し、地域の魅力向上に資する土地利用を図るゾーンとします。
みどり・田園ゾーン	・市街化区域に隣接する市街化調整区域を「みどり・田園ゾーン」と位置づけ、無秩序な市街地の拡大を抑制し、農地などのみどりの保全を図るゾーンとします。
市街地ゾーン	・市街化区域を「市街地ゾーン」と位置づけ、現状の居住地域の維持・充実や都市機能の誘導、産業の集積など、地域特性に応じた土地利用を図るゾーンとします。

## (2) 軸

みどりの軸	・河川や公園・緑地などのみどりをつなぎ、山とまちの魅力や賑わいをつなぐ軸とします。
ひと中心の賑わい軸	・市の中心部の東西軸（東西通り・中央通り）を、車中心からひと中心の歩きやすく、歩きたくなる空間デザインのストリートとし、商業空間や公共施設などの面的な連続性を形成する軸とします。
山とまちをつなぐ軸	・主要な幹線道路を環状でつなぎ、市内の交通ネットワークの機能強化を図る軸とします。

## (3) 拠点

山とまちをつなぐハブ拠点	・安威川ダム周辺を「山とまちをつなぐハブ拠点」と位置づけ、事業者との連携のもと、北部地域にある既存ストックを活かし、関係人口の増加につながる拠点とします。
都市拠点	・中心市街地を「都市拠点」と位置づけ、2コア1パーク&モールの都市構造を活かした、都市機能の誘導とひと中心の居心地が良いまちなかづくりの拠点とします。
地域拠点	・生活拠点の機能を兼ねつつ、交通結節機能を有する地域を「地域拠点」とします。
生活拠点	・一定の商業施設が立地・集積し、地域住民の生活を支えている地域を「生活拠点」とします。

## ■将来都市構造図



## 2 分野別の都市づくりの方針

分野別の都市づくりの方針は、土地利用、都市施設・市街地整備といった都市整備を行ううえでの考え方や進め方などを示すものです。

また、交通体系、都市防災、居住環境、みどり・都市環境、景観形成については、分野別の計画が策定されており、それら計画との連携を前提に大きな方針を示すこととします。

### (1) 土地利用

#### 方針 1-1 都市計画制度等の運用による土地利用規制・誘導

- ・都市計画制度等の適宜・適切な運用により、都市の特性に合わせた適切な土地利用誘導を図り、質の高い都市空間の形成などによる持続可能な都市づくりを進めます。
- ・また、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、周辺環境への影響を考慮した適切な土地利用を計画的に進めます。

#### 取組内容

##### ● 里地里山ゾーン（市街化調整区域）

- ・北部地域については、里地里山の自然環境や集落環境を維持保全することを基本とし、開発許可制度の運用による適切な土地利用誘導を図ります。
- ・そのうえで、北部地域にある空家などの既存ストックの活用にあたっては、地域の魅力向上や既存集落のコミュニティの活力維持に資するものに限定し、地域の理解のもとで、「既存建築物の用途変更ガイドライン」などにより、開発許可制度の弾力的な運用を図ります。

##### ● みどり・田園ゾーン（市街化調整区域）

- ・市街地に隣接する市街化調整区域においては、無秩序な開発を抑制することを基本とし、開発許可制度の運用による適切な土地利用誘導を図ります。
- ・市街化調整区域の農地については、都市における貴重なみどりとして保全することを基本とし、土地利用にあたっては、住居系以外で地域の魅力向上や課題解決に資するものに限定し、地域住民の合意形成のもと、農業振興施策等との調整を図りながら、都市計画制度を適切に運用します。

##### ● 市街地ゾーン（市街化区域）

- ・立地適正化計画によるコンパクトな居住地域の維持・充実に向けて、適宜・適切に用途地域など都市計画の見直しを図るとともに、地区計画や土地区画整理事業などを活用した、地域特性に応じた土地利用誘導を図ります。
- ・一定規模以上の開発や建築計画に対しては、開発許可制度や「茨木市開発行為等の手続き等に関する条例」に基づき、周辺との調和を考慮した土地利用誘導を図ります。
- ・市街化区域内にある農地については、みどりがもつ多面的な役割を踏まえ、生産緑地制度などの運用による都市農地の維持・保全・活用を図ります。

## 方針 1-2 土地利用ゾーニングに応じた適切な土地利用の誘導

- 立地適正化計画に基づき、居住誘導区域における生活に身近な都市機能の維持・充実や都市機能誘導区域における魅力向上に資する都市機能の誘導を図るとともに、産業集積地における工場などの操業環境の維持を図るなど、土地利用ゾーニングに応じた適切な土地利用誘導を進めます。

### 取組内容

#### ● 居住誘導区域

- 居住誘導区域内においては、暮らしを支える医療・福祉・子育て・商業などの生活利便施設の維持・充実を図るとともに、徒歩・自転車・公共交通などの利用環境の向上や暮らしの憩い、潤いとなる公園・緑地などのみどりの空間の活用などの促進により、暮らしやすさの維持・充実を図ります。
- 特に、郊外部の一団の住宅地においては、将来の人口減少・高齢化の進展による暮らしやすさの低下の予防的対応として、地域住民と地域の課題や将来像を共有し、将来にわたって豊かな暮らしとコミュニティを持続していくための取組を支援していきます。
- 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅地開発などにおいては、「立地適正化計画」に基づく届出制度の運用による適切な土地利用誘導を図ります。
- 特に、工業地域における住宅系の開発などに対しては、「茨木市開発行為等の手続等に関する条例」などに基づく協議・指導を行います。
- 特に、災害リスクの高いエリアにおける住宅系の開発などに対しては、リスクの周知に努め、できるだけ居住しないように誘導します。

#### ● 都市機能誘導区域

- 2コア1パーク＆モールの都市構造を活かし、駅周辺やおにくる・市役所周辺を中心にしながら、面的な視点で捉えて必要な都市機能の誘導を図ります。

#### ● 産業集積地

- 産業集積地においては、恵まれた交通・立地条件や知的資源を活かし、大学や事業者、市民など多様な主体との交流・連携を促進するとともに、経済や暮らしを支える産業の創出・維持に努めます。
- 地区計画制度や立地適正化計画による届出制度などの活用・運用により、工業地域における住宅建設を原則として制限するとともに、産業が集積する地域における住宅地開発においては、開発区域内に緑地等の緩衝帯を設けるなど操業環境への配慮に努めます。

## 方針 1-3 社会経済情勢に応じた土地利用への対応

- 社会経済情勢に応じ、周辺都市との連携のもと、広域化している産業活動に対応した土地利用誘導を進めます。
- また、人口減少などの進行に伴い、都市の内部においてランダムに発生する空家・空き地などの低未利用地の発生に対応するため、その動向を注視しながら、適切な土地利用誘導や地域資源としての活用に向けた方策などを検討していきます。

### 取組内容

#### ● 大規模集客施設や大規模物流施設などの施設立地に対する土地利用への対応

- 大規模集客施設や大規模物流施設などの新規立地については、周辺の住環境や自然環境などに配慮したものとなるよう、適切な土地利用誘導を図ります。
- 広域に影響・効果がある施設立地については、周辺都市や関係機関との連携による適切な土地利用誘導を図ります。

#### ● 低未利用地や工場跡地などの動向注視と対応方策の検討

- 低未利用地や工場跡地などの発生動向を注視しながら、適切な土地利用誘導や地域資源としての活用に向けた方策などについて検討します。
- 所有者不明の土地・建物について、動向を注視しながら必要な対応を検討します。

## (2) 都市施設・市街地整備

### 方針 2-1 都市施設の維持・充実

- 必要な都市基盤施設の整備・更新を進めるとともに、高度経済成長期に整備された都市基盤施設や公共施設などの施設のあり方の検討、長寿命化・耐震化などによる既存ストックの有効活用を進めます。

#### 取組内容

##### ● 交通施設（道路・駅前広場等）

- 都市計画道路・駅前広場などは、周辺の事業を契機とした都市計画の変更や長期未着手路線の適宜・適切な見直しなどにより、優先度を踏まえた整備を推進します。
- (都)茨木寝屋川線や(都)駅前太中線の整備促進など、周辺地域間のスムーズな移動を支え、市の中心部への通過交通の流入を抑制する環状道路体系を形成します。
- (都)茨木箕面丘陵線や(都)上郡佐保線の整備促進、国道 171 号などの主要な交差点の改良などにより、混雑緩和や安全性の向上、災害時の移動経路の確保を図る環状道路体系を形成します。
- 舗装や橋梁については、長寿命化や耐震化など、道路施設の特性に応じた適切な維持管理に努めます。
- 細街路については、土地所有者の理解と協力を得た適切な整備の促進により、防災機能の向上や良好な住環境を創出します。

##### ● 公共空地（公園・緑地等）

- 元茨木川緑地や親水水路、河川敷など「みどりの軸」を中心としたネットワークを形成し、市民の憩いの場として、本市の魅力向上に資する取組を推進します。
- 元茨木川緑地は「みどりの軸」として、元茨木川緑地リ・デザイン計画に基づき、良好な緑地として保全・整備、管理・運営を進めます。
- 西河原公園については、公園施設の老朽化や周辺地域のまちづくりの進展などを踏まえ、官民連携などによる魅力向上に資する取組を推進します。
- 彩都東部地区の大規模開発に伴う都市計画公園については、市街地整備に合わせて必要な機能などの検討を行います。
- 既設公園については、公園施設長寿命化計画やバリアフリー基本構想、地区の特性などを踏まえ、計画的に施設の更新や改良を行います。

##### ● 処理施設（下水道・汚物処理場・ごみ焼却場等）

- 上下水道施設については、管路施設などの維持管理を行うとともに、施設の長寿命化・耐震化を図ります。
- 雨水基本構想に基づき、重点区域において、水路拡幅や雨水管渠の整備、管渠能力の増強、ポンプ場におけるポンプの増設を実施するなど浸水被害の軽減を図ります。
- 汚物処理場・ごみ焼却場（環境衛生センター）については、適正処理ができるよう継続して維持管理を行うとともに、本市のごみ処理に関する将来的な姿を踏まえ、施設の更新などに取り組みます。

##### ● 流通業務市街地・団地

- 物流の効率化・多様化に向けた整備や円滑な機能更新を図ります。

##### ● 公共施設

- 既設の公共施設については、長寿命化や機能強化、効率的な管理・運営、市民ニーズに即した施設のあり方を踏まえ、全体最適を推進します。
- 災害時の減災対策や脱炭素化、バリアフリー化など、時代の要請に対応した安全性確保や機能向上を図ります。

## 方針 2-2 市街地・拠点整備の推進

- ・地区計画や土地区画整理事業などの制度を活用し、地域特性に応じた計画的な市街地整備を進めます。
- ・また、拠点としての機能強化や魅力向上を図り、誰もが訪れたくなり、暮らしてみたい・暮らしやすいと思える都市づくりを進めます。

### 取組内容

#### ● 計画的な市街地整備の推進

- ・彩都東部地区においては、北大阪地域の経済の活性化を図るため、民間活力を活用し、研究施設や生産施設などの産業系施設の集積を目指し、地区計画や土地区画整理事業などにより、周辺環境に配慮した整備を推進します。

#### ● 山とまちをつなぐハブ拠点（安威川ダム周辺）

- ・北部地域の資源や魅力のネットワーク化に向け、既存の公共空間や既存ストック（空家、空き地などの遊休空間）の利活用による新たな魅力づくりを進めます。
- ・ダムパークいばきた周辺については、ダム湖周辺の地域資源を活かしたスポーツ・観光レクリエーション施設として、官民連携による整備・運営を行うとともに、地域への波及効果を広げていきます。
- ・忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘や里山センター、見山の郷などの交流施設及びその周辺について、市内外から観光などで訪れる来訪者と地域住民との交流を促進するための拠点づくりを進めます。

#### ● 都市拠点（中心市街地）

- ・「中心市街地活性化基本計画」に基づき、歩いて楽しい徒歩圏の実現や魅力的な都市空間の整備・誘導、多様な主体が使いこなせるまちなかの実現に向けた取組を推進します。
- ・「2コア1パーク＆モール」の都市構造を活かした、ひと中心のまちなかづくりに向けて、エリア全体を面で捉えた戦略的な都市づくりを展開します。
- ・JR茨木駅や阪急茨木市駅周辺においては、老朽化する駅前ビルの再生と合わせて、商業・文化・生活支援などの都市機能が集約する「都市拠点」としての機能強化と交通結節点としての駅前広場の機能向上を図るとともに、駅周辺の駐車場・駐輪場のあり方について検討します。
- ・阪急茨木市駅西口周辺においては、地域の中核的な役割を担う病院の確保による都市機能・防災機能の強化を図ります。
- ・超高層建築物については、当該建築物が周辺環境に及ぼす影響などを十分考慮し、拠点機能を高める必要がある特定のエリア内で、公共公益性や長期的な持続可能性が備わっている計画に限定し、都市計画制度の活用により進めることとします。
- ・中央公園の一部（市民会館跡地二期エリア）では、官民連携により、必要な都市機能の導入や周辺環境と調和した整備を進めます。
- ・東西軸（中央通り・東西通り）については、歩きやすく、歩きたくなる空間デザインのストリートとしていくことで、商店街をはじめとする商業空間や公共施設との連続性を形成していきます。
- ・市道市役所前線の一部区間については、2コア1パーク＆モールの都市構造やおにくるの整備による影響などを踏まえ、安全性や快適性などの向上を図るため、空間再編に取り組みます。
- ・文化芸術活動など多様な主体による活動を通したまちの賑わいや魅力向上に向けて、公共施設や公共空間などの既存ストックを活用した場の創出を図ります。

#### ● 地域拠点・生活拠点

- ・南茨木駅・総持寺駅周辺は、多くの市民が利用する地域の拠点として、鉄道駅周辺における拠点機能の充実を図ります。
- ・特に、総持寺駅周辺エリアにおいては、文教や商業などの機能が立地する太田東芝町地区や隣接する西河原公園との一体的なまちづくりを推進し、市東部の地域拠点としての機能向上を図ります。
- ・生活拠点の維持・充実に向けて、住まい近傍の生活圏の生活機能の充実を図ります。
- ・南目垣・東野々宮地区（イコクルいばらき）においては、南部地域の新たな生活拠点として、都市機能や防災機能の充実を図ります。

### (3) 交通体系

#### 方針3-1 公共交通を中心とした、人と環境にやさしい交通環境の構築

- 市内の移動手段の中心となる公共交通を中心にしながら歩行者・自転車など多様な移動手段に対する通行環境を改善することにより、自動車に頼らなくても移動でき、人と環境にやさしい交通環境を構築するための施策を推進します。

取組内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>市街地における公共交通の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス路線再編などの検討（市街地において重複するバス路線の効率化検討 等）</li> <li>多様なタクシーサービスの展開（タクシーサービスの利便性向上 等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通戦略</li> <li>バリアフリー基本構想</li> <li>自転車利用環境整備計画</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>安全な歩行空間の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行空間のバリアフリー化（バリアフリー化の推進 等）</li> <li>歩行者安全対策の推進（安全な歩行空間の整備 等）</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>安全・快適な自転車利用環境の形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全・快適な自転車通行空間の整備（自転車走行環境の整備 等）</li> <li>レンタサイクルなどの利便性向上（レンタサイクルなどの拡充 等）</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>公共交通利用者意識の醸成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>モビリティ・マネジメントなどの推進（モビリティ・マネジメントの実施 等）</li> </ul> </li> </ul>	

#### 方針3-2 多様な都市活動を支援し、地域交流の促進に資する交通環境の構築

- 周辺都市への通勤通学や、市内の日常生活、休日における市外からの来訪も含めた多様な都市活動を支援するため、公共交通の利用環境の改善や、自動車交通の円滑化を図るとともに、地域の活性化につながる交通環境を構築するための施策を推進します。

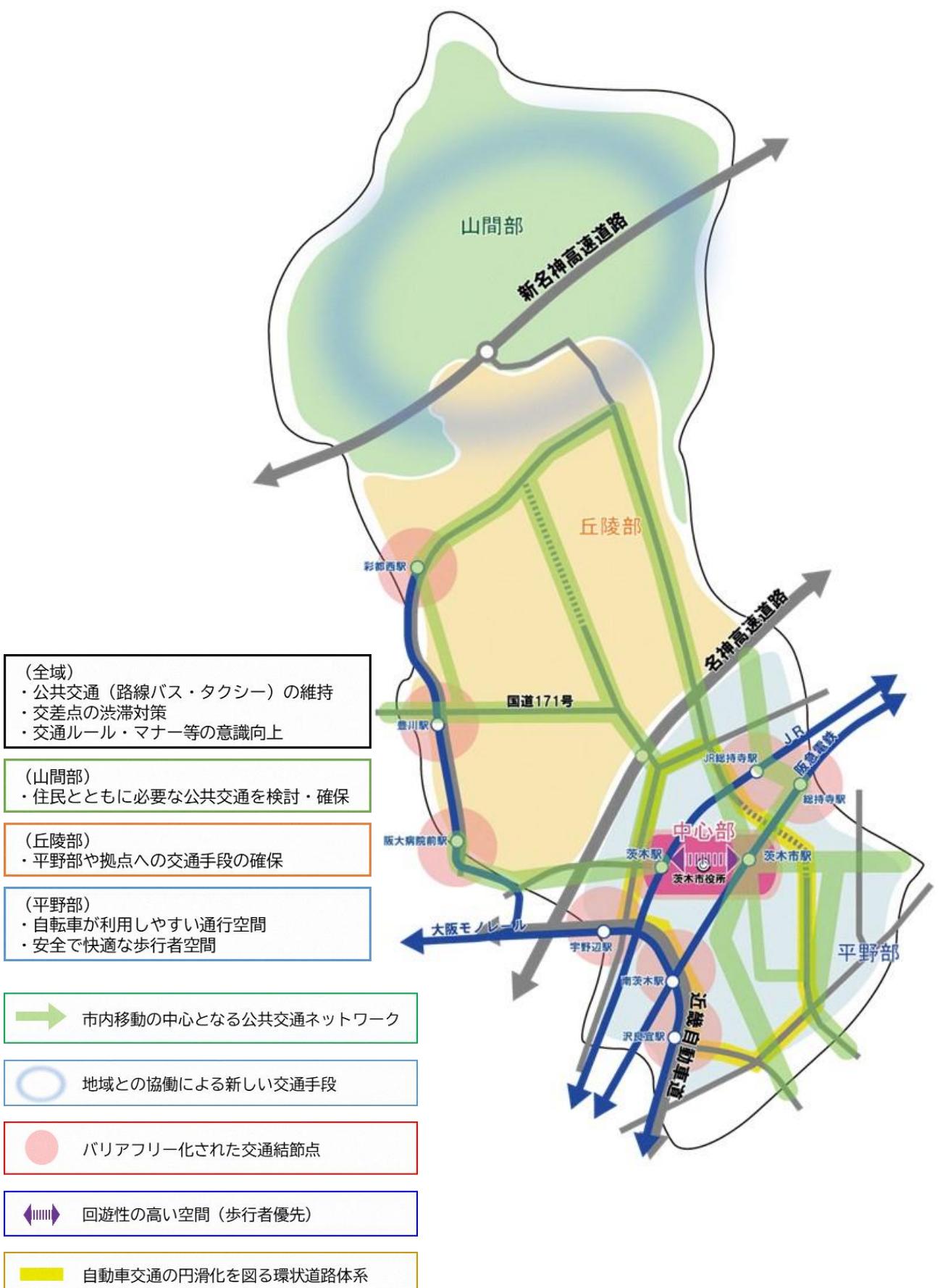
取組内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>公共交通利用環境の改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通結節点などの機能強化（駅前広場の整備 等）</li> <li>バスのハード面のサービス向上（サイクル＆バスライド用駐輪場の設置検討 等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通戦略</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>中心部での回遊性の高い魅力的な歩行空間の創出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路空間の再配分（JR茨木駅～阪急茨木市駅間の一方通行化 等）</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>自動車交通の円滑化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備の推進（都市計画道路の整備、交差点の渋滞対策 等）</li> </ul> </li> </ul>	

#### 方針3-3 社会変化に対応した持続可能な交通環境の構築

- 全国的な公共交通の運転士不足などにより、これまでの交通環境を維持することが難しくなる可能性があるため、山間部などの路線バス利用が著しく不便な地域において、交通ＩＣＴ技術の活用も含め、地域と一緒に新しい交通手段の導入を検討します。

取組内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>地域との協働による新しい交通手段の導入</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域が主体となった交通手段の導入（自家用有旅客償運送事業などの導入検討 等）</li> <li>地域活力の創造・維持に寄与する移動手段の確保（公共交通を補完する移動手段の確保、山間部を訪れる観光客などの移動手段検討 等）</li> <li>交通ＩＣＴを活用した新たな交通手段の導入検討（公共交通における自動運転などの導入検討 等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通戦略</li> </ul>

## ■将来の交通体系イメージ（総合交通戦略より）



## (4) 都市防災

### 方針4-1 災害に強い都市づくりの推進

- ・防災空間の整備や市街地の面的整備、道路・橋梁施設などの耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化を図ります。
- ・また、河川氾濫による災害を未然に防止するため、流域全体で水災害防止に取り組む流域治水などにより、水災害の予防対策を推進します。

取組内容	関連計画
<p>● <b>都市の防災機能の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災空間の整備（避難地としての公園・農地等の活用、避難路としての道路・細街路の整備・無電柱化等）</li> <li>・建築物の不燃化・耐震化・長寿命化の促進</li> <li>・土木構造物の耐震化・長寿命化の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画(防災指針)</li> <li>・地域防災計画</li> <li>・国土強靭化地域計画</li> <li>・雨水基本構想</li> <li>・住宅・建築物耐震改修促進計画</li> </ul>
<p>● <b>水災害（洪水・内水・土砂災害）の予防対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクを踏まえた居住誘導施策の推進（立地適正化計画に基づく届出制度による災害リスクが低い区域への居住誘導等）</li> <li>・水害予防対策の推進（河川・水路の改修、建築物等の浸水対策、総合的な治水対策、下水道施設の整備、総合的な浸水対策の推進等）</li> <li>・土砂災害の予防対策（宅地造成及び盛土対策の推進等）</li> </ul>	

### 方針4-2 災害復旧・復興のための事前対策

- ・大規模災害時において迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう、防災拠点機能などの確保・充実を図るとともに、事業者などとの連携強化や協力体制の構築など、総合的な防災対策を推進します。
- ・また、平時から災害の発生を想定した復興事前準備に取り組み、有事の際にも迅速に復興できる都市づくりを進めます。

取組内容	関連計画
<p>● <b>リスク周知や防災意識の高揚</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の高揚（防災訓練の実施、ハザードマップの周知啓発、防災知識の普及啓発、防災教育などの推進等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画(防災指針)</li> <li>・地域防災計画</li> <li>・国土強靭化地域計画</li> </ul>
<p>● <b>総合的な防災体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災体制の整備（自主防災組織の育成等）</li> <li>・自治体被災による行政機能の低下などへの対策（業務継続体制(BCP)の整備等）</li> <li>・避難受け入れ体制の整備（避難地・避難路の指定・周知、指定避難所の充実、避難誘導体制・広域避難体制の整備等）</li> <li>・地域住民・防災ボランティア団体・事業者・大学などとの連携（災害時援助協定の締結等）</li> </ul>	
<p>● <b>災害後を見据えたまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくりのための事前準備の取組検討</li> </ul>	

## (5) 居住環境

### 方針 5-1 多様なライフスタイルに応じた良好な居住環境の形成

- ・住み慣れた住宅で安心して住み続けられるよう住宅の適切な維持管理などによる良質なストックの形成を推進するとともに、多様なライフスタイルに応じた住まいの確保に向けた居住環境づくりを進めます。

取組内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>日常からの維持管理の実践</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良質な住宅ストックの形成（長期優良住宅認定制度の推進、耐震診断・耐震改修補助制度の活用促進 等）</li> <li>・空家化の予防や空家の適正な管理（空き家バンク制度の活用 等）</li> </ul> </li> <li>● <b>分譲マンションの主体的な維持管理の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲マンションの管理の適正化、適切な維持・管理の推進</li> </ul> </li> <li>● <b>公営住宅をはじめとした賃貸住宅の適切な維持</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅などの公的賃貸住宅の維持管理と適正な管理・運営（長寿命化計画に基づく市営住宅の維持・改修 等）</li> <li>・民間賃貸住宅の維持管理の促進によるストックの確保（耐震診断・耐震改修補助制度の活用促進 等）</li> </ul> </li> <li>● <b>世帯や年齢等に応じた多様な住まいの確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年・子育て世帯の定住促進（新たな住まい方の情報提供 等）</li> <li>・高齢者や障害者にやさしい住まいづくり</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住マスターplan</li> <li>・空家等対策計画</li> <li>・分譲マンション管理適正化推進計画</li> <li>・住宅・建築物耐震改修促進計画</li> </ul>

### 方針 5-2 住みやすい居住環境の維持・充実

- ・住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう生活利便性の維持・向上を図るとともに、地域特性を活かし、魅力を備えた住みやすい居住環境が持続する取組を進めます。
- ・また、郊外住宅地や北部地域においては、良好な居住環境の維持に向けた住まいの取組を進めます。

取組内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>住まいを支える都市環境の維持・充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な居住環境の形成に向けた空家の利活用と適正管理推進（管理不全の空家に対する適正管理の啓発、空き家バンク制度の活用 等）</li> </ul> </li> <li>● <b>環境に配慮した居住環境の形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・住宅地における低炭素化の推進（低炭素ライフスタイル・低炭素建築物認定制度の普及・啓発 等）</li> </ul> </li> <li>● <b>郊外住宅地の維持・更新</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住環境の維持・更新に向けた住宅ストックの有効利用（空き家バンク制度の活用、空家の適正管理や利活用に向けた啓発や情報発信 等）</li> <li>・地域住民主体の居住環境の維持に向けた取組推進（地域のまちづくり活動支援、地域自治組織などでの協議の場づくり 等）</li> </ul> </li> <li>● <b>北部地域（いばきた）の暮らしの維持</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情を踏まえた定住への取組推進（空き家バンク制度の活用 等）</li> <li>・既存ストックを活用した魅力づくり（北部地域の課題解決に向けた仕組みをデザインする「いばきたデザインプロジェクト」の推進、ガイドラインに基づく既存建築物の用途変更による空家の利活用 等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住マスターplan</li> <li>・空家等対策計画</li> </ul>

## (6) みどり・都市環境

### 方針6-1 みどりを活かした都市づくりの推進

- 充実した暮らしや営みを実感できるよう、市民生活や都市活動の場においてみどりの利活用を図るとともに、より多くの市民がみどりに関わる取組を推進します。
- また、市民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素として、質の高いみどりを保全・創造します。
- さらに、自然環境が有する機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、自然災害への対応など）を社会におけるさまざまな課題解決に活用していきます。

取組内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動の場としてのみどりの活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティやまちづくりのさまざまな活動の場としてのみどりの活用</li> <li>・みどりに関する普及・啓発と市民団体などのみどりに関わる活動への参加促進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本計画</li> <li>・元茨木川緑地リ・デザイン計画</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 質の高いみどりの保全と創造           <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地などの保全・活用（農地の保全、市民農園の整備等）</li> <li>・公園や緑地などの整備と維持管理・運営（公園・緑地の再整備、開発による公園・緑地の確保整備等）</li> <li>・まちなか緑の最適化（街路樹の維持管理・更新、地区計画による緑化率の設定等）</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中心市街地の緑化と元茨木川緑地のリ・デザインの取組推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の公共用地や民有地の緑化の推進</li> <li>・元茨木川緑地リ・デザインの取組推進</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北部地域（いばきた）のみどりを活かした環境づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体の参加による里地里山の自然環境の維持・保全</li> </ul> </li> </ul>	

### 方針6-2 環境にやさしい都市づくりの推進

- 再生可能エネルギーの利用推進や省エネルギーの実践、ライフスタイルの見直しに努め、脱炭素社会の実現を目指します。
- また、みどりを育む取組や生態系への配慮により、身近な「まちの緑」「農地」「里山」「水辺」を保全し、自然と触れ合う機会など人の生活と自然とのバランスの取れた環境にやさしい都市づくりを進めます。

取組内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 脱炭素社会の実現に向けた都市づくりの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素型交通・輸送の普及（公共交通機関などの利用促進、レンタサイクルの利活用等）</li> <li>・温室効果ガス排出量が少ない又は実質ゼロの建物への誘導（住宅や工場・事業所、公共施設などにおける太陽光発電設備やネット・ゼロ・エネルギー化（ZEH、ZEB化）の導入・促進等）</li> <li>・再生可能エネルギーなどの推進（再生可能エネルギーの利用推進、省エネルギーの推進、普及啓発等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画</li> <li>・地球温暖化対策実行計画</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物多様性の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりのネットワークの形成による生態系の保全・回復</li> <li>・多様な動植物が生育・生息できる環境の保全・整備</li> </ul> </li> </ul>	

## (7) 景観形成

### 方針7-1 適切な規制・誘導による景観形成の推進

- 茨木らしさを形成する多様な景観特性（自然景観、市街地景観、歴史的景観、沿道景観）を、更にうるおいや魅力あるものとなるように景観形成を推進します。
- また、屋外広告物がもつ情報伝達手段という特性や経済活動への影響を考慮に入れつつ、地域の個性を踏まえた良好な広告景観の形成を推進します。

取組内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>景観計画等に基づく良好な景観形成のための規制・誘導等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観条例・景観計画に基づく協議・調整 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画</li> <li>・屋外広告物ガイドライン</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>景観に配慮した屋外広告物の規制・誘導等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物条例・ガイドラインに基づく屋外広告物の規制・誘導 等</li> </ul> </li> </ul>	

### 方針7-2 歩きやすく、歩きたくなる魅力ある景観形成の推進

- 市の中心部では、より統一感のあるまちなみを形成するため、市役所・おにくる・元茨木川緑地などと両駅をつなぐ東西軸（中央通り・東西通り）を、目的地へ向かう期待感や魅力的な雰囲気の演出のほか、歩きやすく、歩きたくなる空間をデザインし、各拠点の魅力をまち全体に広げていきます。

取組内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ストリートデザインガイドラインに基づく東西軸における取組の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人が主役となる魅力ある空間形成につながる場づくりや活動の創出</li> <li>・歩きやすく、歩きたくなるような沿道空間の景観誘導</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画</li> <li>・東西軸（中央通り・東西通り）ストリートデザインガイドライン</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>景観重要公共施設の協議・調整等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観形成のための景観重要公共施設である東西軸（中央通り・東西通り）の整備などに係る協議・調整 等</li> </ul> </li> </ul>	